Ĭ		修正前		修正後			
	第1章 総則		第1章 総則	第1章 総則			
	第5節 計画の	基礎とするべき災害の想定等	第5節 計画の				
第1 滋賀県の地域特性等 第1 滋賀県の地域特性等							
					からの燃料体取		
	■ 計画の対象と	なる原子力事業所	■ 計画の対象と	なる原子力事業所	出し終了に伴う		
	事業所名	高速増殖原型炉 もんじゅ	事業所名	高速増殖原型炉 もんじゅ] 変更		
	事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構			
	所在地	敦賀市白木2-1	所在地	敦賀市白木2-1			
	設置番号	-	設置番号	-			
	炉型	高速増殖炉 (FBR)	炉型	高速増殖炉 (FBR)	-		
	熱出力	71.4万kW	熱出力	71.4万kW			
	電気出力	28.0万kW	電気出力	28.0万kW			
	燃料材料	プ ルトニウム・ウラン混合酸化物 劣化ウラン	燃料材料	プルトニウム・ウラン混合酸化物 劣化ウラン			
	燃料装荷 重量	<u>23.4トン</u>	燃料装荷重量	_			
	本格運転 開始年月日	平成 30 年 3 月 28 日に 廃止措置計画認可	本格運転開始年月日	平成 30 年 3 月 28 日に 廃止措置計画認可			

頁	修正前	修正後	修正理由
	第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱	第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱	
13	8 指定地方行政機関 9 近畿総 (1)電波および有線電気通信の監理 (2)非常通信訓練の計画およびその実施指導 (3)非常通信協議会の育成・指導 (4)原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 (5)原子力災害時における重要通信の確保 (6)災害対策用移動通信機器等の貸出し (6)情報伝達手段の多様化・多重化の促進	8 指定地方行政機関 9 近畿総 (1)電波および有線電気通信の監理 (2)非常通信訓練の計画およびその実施指導 (3)非常通信協議会の育成・指導 (4)原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 (5)原子力災害時における重要通信の確保 (6)災害対策用移動通信機器等の貸出し (7)情報伝達手段の多様化・多重化の促進	誤記の修正
13	8 指定地方行政機関 11 近畿地 (1) 一般国道(指定区間)の管理 方 整 備 局 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に (滋賀国道 事務所) (琵琶湖河 川事務所) (11 近畿地 (1) 一般国道(指定区間)の管理 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に 関すること (3) 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること (4) (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること	8 指定地方行政機関 11 近畿地 (1) 一般国道(指定区間)の管理 方 整 備 局 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に 関すること (3) 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること	誤記の修正
14	10 指定公共機関 東海旅客鉄 道株式会社 (東海鉄道 事業本部・関西支社) 西日本旅客 鉄道株式会社 (京都支社) 社)	10 指定公共機関 東海旅客鉄 道株式会社 (東海鉄道 事業本部・関西支社) 西日本旅客 鉄道株式会社 社(京滋支社)	組織名の改正

頁	修正前	修正後	修正理由
16	第 10 節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施	第 10 節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施	原子力災害対策
	方策	方策	指針の改定に伴
	(4) <mark>防災業務関係者</mark> に対する研修	(4) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> に対する研修	う修正
	第2章 災害事前対策	第2章 災害事前対策	
	第7節 避難収容活動体制の整備	第7節 避難収容活動体制の整備	
30	第9 避難所等・避難方法等の周知	第9 避難所等・避難方法等の周知	原子力災害対策
	• • •		指針の改定に伴
	避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺	避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺	う修正
	市、 <mark>防災業務関係者</mark> および対象となる住民が共通して認識する	市、 <mark>緊急事態応急対策に従事する者</mark> および対象となる住民が共	
	ことが必要となる。県は、国、関係周辺市および原子力事業者と	通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市および	
	連携のうえ、情報収集事態および警戒事態発生後の経過に応じ	原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態および警戒事態発生	
	て周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとす	後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理して	
	ర ం	おくものとする。	
	第 12 節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備	第 12 節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備	
35	第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	原子力災害対策
	2 緊急時における配布体制の整備	2 緊急時における配布体制の整備	指針にあわせ
	県は、関係周辺市と連携し、緊急時に住民等が <mark>避難や屋内退</mark>	県は、関係周辺市と連携し、緊急時に住民等が <mark>避難等</mark> を行う	た、記載の適正
	<mark>避</mark> 等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配	際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配	化 ※UPZ において
	布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する <mark>薬剤</mark>	布のための手続き、配布および服用に関与する <u>要員</u> の手配等に	は、安定ヨウ素
	<mark>師等</mark> の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安	ついてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあ	剤の予防服用は
	定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。	らかじめ適切な場所に備蓄しておく。	避難・一時移転
			とあわせ実施す
			ることとなって

頁	修正前	修正後	修正理由
	3 説明書等の準備 県は、関係周辺市と連携し、 <mark>避難や屋内退避等</mark> を行う住民等 に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用 対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじ め準備しておく。	3 説明書等の準備 県は、関係周辺市と連携し、 <mark>避難等</mark> を行う住民等に対して安 定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁 忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備して おく。	いるため。またのでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して
35	第5 <u>防災業務関係者</u> の安全確保のための資機材等の整備 1 資機材の整備 県は、国および関係周辺市と協力し、応急対策を行う <u>防災業</u> <u>務関係者</u> の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。 2 情報交換 県は、応急対策を行う <u>防災業務関係者</u> の安全確保のため、平 常時から、国、関係周辺市および原子力事業者と相互に密接な 情報交換を行う。	県は、国および関係周辺市と協力し、応急対策を行う <mark>緊急事態応急対策に従事する者</mark> の安全確保のための資機材をあらかじ	原子力災害対策指針の改定に伴う修正

頁	修正前	修正後	修正理由
38	第 15 節 <u>防災業務関係者</u> の人材育成	第 15 節 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> の人材育成	原子力災害対策
	1 県は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子	1 県は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子	指針の改定に伴
	力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関	力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関	う修正
	等が <u>防災業務関係者</u> に向けて実施する原子力防災に関する研修	等が <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> に向けて実施する原子力防	
	の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。	災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努め	
		る。	
	また、必要に応じ、国および防災関係機関と連携して、以下に	また、必要に応じ、国および防災関係機関と連携して、以下に	
	掲げる事項等について原子力災害合同対策協議会要員、災害対	掲げる事項等について原子力災害合同対策協議会要員、災害対	
	策本部員、緊急時モニタリング要員、原子力災害医療活動要員	策本部員、緊急時モニタリング要員、原子力災害医療活動要員	
	など <u>防災業務関係者</u> に対する研修を実施する。	など <mark>緊急事態応急対策に従事する者</mark> に対する研修を実施する。	
	第3章 緊急事態応急対策	第3章 緊急事態応急対策	
	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保	
42	第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	誤記の修正
	2 警戒事態が発生した場合	2 警戒事態が発生した場合	
	$(2)\cdot\cdot\cdot$	$(2) \cdot \cdot \cdot$	
	(注)施設敷地緊急事態要避難者	(注)施設敷地緊急事態要避難者	
	施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ 内の住民等で	施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ 内の住民等で	
	あって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的	あって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的	
	防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をい	防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をい	
	う。	う。	
	○ 要配慮者(災害対策基本法(昭和 36 年法律第	<u>了</u> 要配慮者(災害対策基本法(昭和 36 年法律第	
	223 号)第8条第2項第 15 号に規定する要配慮	223 号)第8条第2項第 15 号に規定する要配慮	
	者をいう。以下同じ。)(<u>ロ</u> または <u>ハ</u> に該当する者	者をいう。)(<u>イ</u> または <u>ウ</u> に該当する者を除く。)	

頁	修正前	修正後	修正理由
	を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間	のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるも	
	がかかるもの	Ø	
	◯ 妊婦、授乳婦、乳幼児および乳幼児とともに避難	<u>イ</u> 妊婦、授乳婦、乳幼児および乳幼児とともに避難	
	する必要のある者	する必要のある者	
	○ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者	<u>ウ</u> 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者	
	第3節 活動体制の確立	第3節 活動体制の確立	
52	第9 自衛隊原子力災害派遣要請計画	第9 自衛隊原子力災害派遣要請計画	第三師団の改変
	4 派遣要請の手続	4 派遣要請の手続	による
	(4)派遣要請先	(4)派遣要請先	
	表略	表略	
	(注)陸上自衛隊に災害派遣を要請する場合は、陸上自衛隊今	(注)陸上自衛隊に災害派遣を要請する場合は、陸上自衛隊今	
	津駐屯地第3戦車大隊第3係(高島市今津町今津平郷国有地	津駐屯地第3偵察戦闘大隊第3係(高島市今津町今津平郷国有	
	TELO740-22-2581 【内線235】) を窓口として要請す	地 1m0740-22-2581 【内線235】) を窓口として要	
	る。	請する。	
	また、海上自衛隊舞鶴地方総監および航空自衛隊中部航空方面	また、海上自衛隊舞鶴地方総監および航空自衛隊中部航空方面	
	隊司令官に派遣要請をした場合においても、陸上自衛隊今津駐	隊司令官に派遣要請をした場合においても、陸上自衛隊今津駐	
	屯地 <u>第3戦車大隊</u> に通報するものとする。	屯地 <u>第3偵察戦闘大隊</u> に通報するものとする。	
52	6 派遣部隊の受入れ	6 派遣部隊の受入れ	訓練の反省を踏
		(4)県は、自衛隊との調整に基づき、県が要請する救援活動に	まえ、取り扱い
		必要な輸送車両等資機材および放射線防護資機材等を自衛隊に	を具体化したも
		提供または貸与するよう努めるものとする。	\mathcal{O}

頁	修正前	修正後	修正理由
53	第11 原子力事業者との連携	第11 原子力事業者との連携	「美浜地域の緊
	県は、必要に応じ原子力事業者に以下の緊急事態応急対策	1 応援	急事態時対応」
	に係る応援を求めるものとする。	県は、必要に応じ原子力事業者に以下の緊急事態応急対策	の記載にあわせ
	(略)	に係る応援を求めるものとする。	た修正
		(略)	
		2 避難退域時検査および簡易除染により発生した汚染付着物	
		<u>等の処理</u>	
		<u>避難時の避難退域時検査および簡易除染により発生した汚染</u>	
		水・汚染付着物等については、原子力事業者が処理を行うもの	
		<u>とする。</u>	
53	第 12 <mark>防災業務関係者</mark> の安全確保	第 12 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> の安全確保	原子力災害対策
	県、県警察、関係周辺市、消防機関およびその他防災関係機関	県、県警察、関係周辺市、消防機関およびその他防災関係機	指針の改定に伴
	は、緊急事態応急対策に <mark>係る防災業務関係者</mark> の安全確保を図る。	関は、緊急事態応急対策に <mark>従事する者</mark> の安全確保を図る。	う修正
	1 防護対策	1 防護対策	
	県は、県警察をはじめ、必要に応じその管轄する <mark>防災業務関</mark>	県は、県警察をはじめ、必要に応じその管轄する <mark>被ばくの可</mark>	
	係者 に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備	<u>能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者</u> に対し、防	
	等必要な措置をとるとともに、関係周辺市、消防機関その他防	護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置	
	災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよ	をとるとともに、関係周辺市、消防機関その他防災関係機関に	
	う要請する。	対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。	
	2 <u>防災業務関係者</u> の被ばく管理	2 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> の被ばく管理	
	(1) <mark>防災業務関係者</mark> の被ばく管理については、次の指標を基	(1) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> の被ばく管理については、	
	準とする。	次の指標を基準とする。	
	ア <mark>防災業務関係者</mark> の被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上	ア 被ばくの可能性のある緊急事態応急対策に従事する者の	
	限とする。	被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上限とする。	

頁	修正前	修正後	修正理由
	イ <u>救命救助等の場合は</u> 、実効線量で100mSv を上限とする。	イ 人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限	
	なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必	<u>り</u> 、実効線量で100mSv を上限とする。	
	要である。	なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必	
		要である。	
	(2)(略)	(2)(略)	
	(3)県は、 <u>応急対策を行う県の防災業務関係者</u> の安全確保の	(3)県は、 <u>県の緊急事態応急対策に従事する者</u> の安全確保の	
	ため、資機材を確保するものとする。	ため、資機材を確保するものとする。	
	(4)県は、 <u>応急対策を行う職員等</u> の安全確保のため、オフサイ		
	トセンター等において、国、関係周辺市および原子力事業者と	め、オフサイトセンター等において、国、関係周辺市および原子	
	相互に緊密な情報交換を行う。	力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。	
	第9節 原子力災害医療計画	第9節 原子力災害医療計画	
67	第2 原子力災害医療体制	第2 原子力災害医療体制	記載方法の統一
	2 原子力災害医療体制を構成する機関	2 原子力災害医療体制を構成する機関	化
	(1) 県災害対策本部	(1) 県災害対策本部	
	<u>県は、</u> 災害対策本部に保健医療調整本部を設置し、原子	構成機関:県	
	力災害医療措置が円滑に行われるよう指揮するものとす	<u>役 割</u> :災害対策本部に保健医療調整本部を設置し、原	
	ప .	子力災害医療措置が円滑に行われるよう指揮	
		するものとする。	
67	(2)原子力災害医療調整官 <u>(原子力災害発生時における専門</u>	(2)原子力災害医療調整官	記載方法の統一
	的な知識および技能を有する災害医療コーディネーター)	構成機関:原子力災害発生時における専門的な知識および	化
		<u>技能を有する災害医療コーディネーター</u>	

頁	修正前	修正後	修正理由
68	<u>(5)</u> 原子力災害医療協力機関	<u>(6)</u> 原子力災害医療協力機関	記載方法の統一
		構成機関: 登録医療機関等	化
68	<u>(6)</u> 原子力災害拠点病院	<u>(5)</u> 原子力災害拠点病院	記載方法の統一
		構成機関:長浜赤十字病院、大津赤十字病院、滋賀医科大学	化
		医学部附属病院	
68	(7)高度被ばく医療支援センター <u>(国立大学法人広島大学、</u>	(7) 高度被ばく医療支援センター	記載方法の統一
	国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人	構成機関:国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大	化
	福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機	学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島	
	構放射線医学総合研究所)	県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術	原子力災害対策 指針の改定に伴
		研究開発機構放射線医学総合研究所	う修正
	役 割:原子力災害拠点病院では対応できない <mark>長期的か</mark>	役 割:原子力災害拠点病院では対応できない <u>高度</u> 専門	
	<u>つ</u> 専門的な治療を <mark>要する内部被ばく患者の診療</mark>	的な治療を <u>必要とする傷病者や除染が困難で二</u>	
	および長期経過観察を行うほか、原子力災害拠	<u>次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとと</u>	
	<u> 点病院等での診療に対し、被ばく医療の観点か</u>	<u>もに、原子力災害拠点病院等に対し、必要な診</u>	
	<u>ら専門的助言を行う。</u>	療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行	
		<u>う。</u>	
_			
69	(8)原子力災害医療・総合支援センター(国立大学法人広島大	(8)原子力災害医療・総合支援センター	記載方法の統一
	学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法	構成機関:国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、	化
	人福島県立医科大学)	国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立	 原子力災害対策
	役 割: <u>原子力災害拠点病院では対応できない高線量被</u>	医科大学	指針の改定に伴
	ばく傷病者の診療を行うほか、原子力災害拠点	役割:原子力災害医療派遣チームの派遣調整や <u>その活</u>	う修正
	病院等での診療に対し、専門的助言を行う。	動支援を行うとともに、自ら原子力災害医療派	
	原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うと	遣チームを <mark>編成</mark> する。	
	ともに、自ら原子力災害医療派遣チームを <mark>保有</mark>		

頁	修正前	修正後	修正理由
	する。		
69	 (9)搬送機関<u>(構成機関:消防機関、自衛隊等)</u> 役割:<u>患者の</u>原子力災害拠点病院等および高度被ばく 医療支援センター<u>への</u>搬送を行う(汚染のない傷 病者の原子力災害拠点病院等以外の医療機関へ の搬送を含む。)。 	(9) 搬送機関 構成機関:消防機関、自衛隊等 役割: <u>避難所、</u> 原子力災害拠点病院等および高度被ば く医療支援センター間の患者の搬送を行う(汚 染のない傷病者の原子力災害拠点病院等以外の 医療機関への搬送を含む。)。	記載方法の統一化記載の適正化
70	原子力災害医療活動全体フロー (図中) <u>避難</u> 集合場所	原子力災害医療活動全体フロー (図中) <u>一時</u> 集合場所	記載の適正化

頁			修正前				修正後	修正理由
88	(別添	1)			(別添	1)		対象となってい
	表2	原子力災	書対策を重点的に実施すべき地域の範囲につい	· I 君	長2	原子力災害	喜対策を重点的に実施すべき地域の範囲につい	る地域には住家
	て			7	_			がないこと等、
	(美浜	発電所3-	号炉、高速増殖原型炉もんじゅ)		(美浜	発電所35	号炉、高速増殖原型炉もんじゅ)	地域防災計画対
	(高島	島市地域)			(高島			象区を明確にす るため、修正
								るだめ、修正
	:	:	:		:	:	:	
	70	高島市	安曇川町南古賀		70	古白士	安曇川町南古賀の一部(対象区なし)	
	71	高島市	安曇川町田中		70	高島市	<u>(注)</u>	
	72	高島市	武曽横山		71	高島市	安曇川町田中 <u>の一部(泰山寺区自治会の</u>	
	73	高島市	新旭町安井川		/ 1	回四川	<u>み)</u>	
		:	:		72	高島市	武曽横山の一部(対象区なし)(注)	
					73	高島市	新旭町安井川 <u>の一部(川原市区自治会を除</u> く)	
					:	:	:	
				<u>}=</u>	主:大	字内の一部	TP地域はUPZとなっているが、その区域内に	
				<u>信</u>	主民は	居住してい	<u>^ない。</u>	

頁	修正前	修正後	修正理由
90	(高浜発電所)	(高浜発電所)	対象となってい
	(高島市地域)	(高島市地域)	る地域には住家
			がないこと等、
	1 高島市 朽木小入谷		地域防災計画対象区を明確にする
	2 高島市 朽木生杉	2 高島市 朽木生杉の一部(対象区なし)(注)	るため、修正
		注:大字内の一部地域はUPZとなっているが、その区域内	
		に住民は居住していない。	
88	別添 2	別添2	
	各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	

頁	修正前			修正後	修正理由
91		※原子力災害対策指針(令和4年7月6日)に示される各発			各発電所の該当
		電所の該当 EAL は以下のとおり			EAL を明確にす
				るため、追記。	
		鑑	1号機	9. 原子炉の運転等のための施設	
			2 号機	9. 原子炉の運転等のための施設	
			3 号機	2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限 る。)に係る原子炉の運転等のための施設	
			1号機	9. 原子炉の運転等のための施設	
		箑	2 号機	9. 原子炉の運転等のための施設	
			3 号機	2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限 る。)に係る原子炉の運転等のための施設	
			4 号機	2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設	
			1号機	2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設	
				5. 実用発電用原子炉(東京電力ホールディン グス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設	
				のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を	
				除く。)に係る原子炉の運転等のための施設 (炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準	
		灩	2 号機	に適合しないものに限る。) であって、使用済	
				燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在す	
				る施設であって照射済燃料集合体が十分な期間	
				<u>にわたり冷却されたものとして原子力規制委員</u> 会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射	
				済燃料集合体が存在しない施設以外のもの	
			3 号機	2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設	
			4 号機	2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限	
			<u> </u>	る。) に係る原子炉の運転等のための施設	

頁	修正前		修正後		
只	INT.HI	<u>—</u>		9. 原子炉の運転等のための施設 5. 実用発電用原子炉(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。)であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの9. 原子炉の運転等のための施設	修正理由
92	1. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	2. 加圧水型軽水炉 (実用発電用のものに限る。) に係る原子炉の運転等のための施設 (当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)		項番号を原子力 災害対策指針の 原文とおりとす る。	
95	2. ナトリウム冷却型高速炉(規制法第2条第5項に規定する 発電用原子炉に限る。)に係る原子炉の運転等のための施設 (原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除 く。)	<u>削除</u>			本項目の対象と なっている「も んじゅ」は、炉 心からの燃料体 の取出し作業が 終了しており、

頁			修正後	修正理由
		ける措置の概要		分類が「2.ナ
	(略)	(略)		トリウム冷却型
				高速炉に係る原
	施設敷地緊急事態を判断するEA	緊急事態区分にお		子炉の運転等の
	_			ための施設」か
	(##)	ける措置の概要		ら「4. 使用済
	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>		燃料貯蔵槽内に
				のみ照射済燃料
	全面事態を判断するEAL	緊急事態区分にお		集合体が存在す
		ける措置の概要		る原子炉に係る
	(略)	(略)		原子炉の運転等
				のための施設で
				あって、試験研
				究用原子炉施設
				及び照射済燃料
				集合体が十分な
				期間にわたり冷
				却されたものと
				して原子力規制
				委員会が定めた 施設以外のも
				心設以外のも の」へ変更にな
				っており、2.
				ってあり、2. に該当するプラ
				と歌雪するファー ントがなくなっ
				たため。
				, , , , , , ,
98	3. 実用発電用原子炉(東京電力株式			項番号を原子力
	所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉			災害対策指針の
	く。) に係る原子炉の運転等のため <i>の</i>		号炉を除く。) に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第	原文とおりとす
	(0) (こうしの)(ハコツ) いり(年十八年 ひ)(こぼ)(」、 Cryn 10 / Cryn O/m 」 M VX 生 TA T V / C V / V / MEIX (M / MIA 力	

頁	修正前	修正後	修正理由
	3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。)であっ	43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限	る。
	て、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する	る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体	
	施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却さ	が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわ	原子力災害対策
	れたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃	たり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及	指針の改定に伴う終工
	料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの	び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設	う修正
		以外のもの	
99	4. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原	7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原	項番号を原子力
	子炉に係る原子炉の運転等のための施設(実用発電用原子炉	子炉に係る原子炉の運転等のための施設(実用発電用原子炉	災害対策指針の
	に係るものにあっては、炉規法第43条の3の6第1項第4	に係るものにあっては、炉規法第43条の3の6第1項第4	原文とおりとす
	号の基準に適合するものに限る。)であって、試験研究用原子	号の基準に適合するものに限る。)であって、試験研究用原子	్ నం
	炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却され	炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却され	
	たものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの	たものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの	
102	$\underline{5}$. 原子炉の運転等のための施設(1 . から $\underline{4}$. までに掲げるも	<u>9</u> . 原子炉の運転等のための施設(1. から <u>8</u> . までに掲げる	項番号等を原子
	のを除く。)	ものを除く。)	力災害対策指針
			の原文とおりと
			する。